

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当行では、お客様から次の対象銘柄の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従います。

#### 1. 対象となる有価証券

- (1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券及びETF（株価指数連動型投資信託受益証券）、REIT（不動産投資信託の投資証券）等で、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」
- (2) フェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券で、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」

#### 2. 最良の取引の条件で執行するための方法

##### (1) 上場株券等

当行は金融商品仲介業務としてお客様の注文を取り扱うこととしております。したがって、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて当行が契約する金融商品取引業者（以下「委託金融商品取引業者」という）に当該注文を取り次ぐこととします。

委託金融商品取引業者は、同社の定めた執行方針に基づき執行を行います。

なお、当行が注文を取り次ぐ委託金融商品取引業者の最良執行方針は別添のとおりです。

##### (2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）

当行は、委託金融商品取引業者が当該銘柄の取扱いを行っている場合のみ、委託金融商品取引業者に注文を取り次ぎます。

委託金融商品取引業者の最良執行方針は別添のとおりです。

#### 3. 当該方法を選択する理由

当行は、金融商品仲介業を行っていることから、委託金融商品取引業者へ注文を取り次ぐ方法しか採用できません。

#### 4. その他

- (1) お客様から執行方法に関するご指示（執行する金融商品取引市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった注文については、委託金融商品取引業者に取り次ぎ、ご指示いただいた執行方法により執行いたします。
- (2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。

したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。